

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
公益財団法人国際文化会館	助成金(知的交流会議)	2,000,000	-	平成23年5月20日	-	公財	国所管	助成申請に対し、独立行政法人国際交流基金助成金交付要綱に基づき、適正に審査し助成金を交付している。	有
	年会費	540,000	180,000	平成23年8月19日	会員に提供される便益が業務上必要	公財	国所管	口数減(3口から1口)	有
公益財団法人日本棋院	助成金(日本文化紹介:フランス・米国)	993,540	-	平成23年6月24日	-	公財	国所管	助成申請に対し、独立行政法人国際交流基金助成金交付要綱に基づき、適正に審査し助成金を交付している。	有
	助成金(日本文化紹介:オランダ・英国)	271,860	-	平成23年10月5日	-	公財	国所管	助成申請に対し、独立行政法人国際交流基金助成金交付要綱に基づき、適正に審査し助成金を交付している。	有
公益財団法人日本国際交流センター	助成金(日米青年政治指導者交流:第23回訪米プログラム)	4,081,000	-	平成23年6月24日	-	公財	国所管	助成申請に対し、独立行政法人国際交流基金助成金交付要綱に基づき、適正に審査し助成金を交付している。	有
公益財団法人日本国際連合協会	助成金(人材育成)	1,000,000	-	平成23年7月29日	-	公財	国所管	助成申請に対し、独立行政法人国際交流基金助成金交付要綱に基づき、適正に審査し助成金を交付している。	有
社団法人日本語教育学会	助成金(国内連携による日本語普及支援:J-GAPプロジェクト)	2,103,420	-	平成23年7月29日	-	特社	国所管	助成申請に対し、独立行政法人国際交流基金助成金交付要綱に基づき、適正に審査し助成金を交付している。	無
	助成金(国内連携による日本語普及支援:J-GAP第2プロジェクト)	1,931,600	-	平成24年2月10日	-	特社	国所管	助成申請に対し、独立行政法人国際交流基金助成金交付要綱に基づき、適正に審査し助成金を交付している。	無
社団法人日本図書館協会	年会費	150,000	50,000	平成23年4月20日 平成23年4月28日	会員に配布される資料が業務上必要	特社	国所管	口数減(3口から2口)	有
公益財団法人大阪府国際交流財団	賛助会年会費	300,000	100,000	平成23年6月16日	会員に提供される便益が業務上必要	公財	国所管	口数減(3口から1口)	有

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。